

届出に添付する図書

行為の区分	図書の種類	縮尺	図書に表示しなければならない事項
景観法第16条 第1項第1号に 掲げる行為(建築 物の新築、増築、 改築等)	付近見取図	2500分の1以上	敷地の位置、敷地周辺の状況、方位及び 施工箇所
	写真		敷地及び敷地周辺の状況
	配置図	100分の1以上	敷地内における建築物の位置、方位、敷地 の境界線、敷地に接する道路の位置及び 幅員並びに既存樹木(地上高1メートルで の幹周り約30センチメートル以上のもの) 及び植樹する木の位置
	4面着色立面 図	50分の1以上	外観部材の種類、仕上げ方法及び色彩(4 面)
	平面図	100分の1以上	建築物の間取り、開口部の位置及び大きさ 行為の変更の場合は、対照平面図とする
	その他町長が 必要と認める 図書		
景観法第16条 第1項第2号に 掲げる行為(工作 物の新設、増築、 改築等)	付近見取り図	2500分の1以上	敷地の位置、敷地周辺の状況、方位及び 施工箇所
	写真		敷地及び敷地周辺の状況
	配置図	100分の1以上	敷地内における工作物の位置、方位、敷地 の境界線、敷地に接する道路の位置及び 幅員並びに既存樹木(地上高1メートルで の幹周り約30センチメートル以上のもの) 及び植樹する木の位置
	4面着色立面 図	50分の1以上	工作物の構造、部材の種類、仕上げ方法 及び色彩(4面)
	平面図	100分の1以上	工作物の間取り及び平面形状行為変更の 場合は、対照平面図とする。
	その他町長が 必要と認める 図書		

景観法第16条 第1項第3号に 掲げる行為(開発 行為)	付近見取図	2500分の1以上	行為を行う土地の区域及び当該区域の周 辺の状況、方位、施工箇所等
	写真		行為を行う土地の区域及び当該区域の周 辺の状況
	設計説明書	100分の1以上	設計図又は施行方法を明らかにする図面
	現況平面図	500分の1以上	方位、行為を行う土地の境界線、等高線、 植生の概要及び行為地を含む周辺の地形 の現況
	土地利用計画 図	500分の1以上	方位、行為を行う土地の境界線、既存樹 木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ並 びに行為後の土地利用計画
	現況断面図	500分の1以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法 面の状況
	計画断面図	500分の1以上	行為を行う土地の計画縦断面及び計画横 断面の状況並びに法面の措置
	その他町長が 必要と認める 図書		
条例第7条第3 項第1号に掲げ る行為(土地の開 墾、土石の採取、 鉋物の掘採その 他の土地の形質 の変更)	付近見取図	2,500分の1以 上	行為を行う区域及び当該区域の周 辺の状況、方位、施行箇所等
	写真		行為を行う土地の区域及び当該区域の周 辺の状況
	現況平面図	500分の1以上	方位、行為を行う土地の境界線、等高線、 植生の概要及び行為地を含む周辺の地形 の現況
	計画平面図	500分の1以上	方位、行為を行う土地の境界線、行為の位 置又は区域、既存樹木及び植樹木の位置 並びに行為後の土地利用計画
	現況断面図	500分の1以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法 面の状況
	計画断面図	500分の1以上	行為を行う土地の計画縦断面及び計画横 断面の状況並びに法面の措置
	その他町長が 必要と認める 図書		

<p>条例第 7 条第 3 項第 2 号に掲げる行為(木竹の伐採)</p>	付近見取図	2,500 分の 1 以上	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況、方位、施工箇所等
	写真		行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図	500 分の 1 以上	方位、行為を行う土地の境界線、等高線、既存樹木の位置、樹種及び大きさ並びに行為地を含む周辺の地形の現況
	計画平面図	500 分の 1 以上	方位、行為を行う土地の境界線、伐採木又は伐採竹の位置又は区域及び行為後の土地利用計画
	その他町長が必要と認める図書		
<p>条例第 7 条第 3 項第 3 号に掲げる行為(屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積)</p>	付近見取図	2,500 分の 1 以上	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況、方位、施工箇所等
	写真		行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図	500 分の 1 以上	方位、行為を行う土地の境界線、等高線、植生の概要及び行為地を含む周辺の地形の現況
	計画平面図	500 分の 1 以上	方位、行為を行う土地の境界線、行為の位置又は区域、既存樹木及び植樹木の位置並びに行為後の土地利用計画
	現況断面図	500 分の 1 以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
	計画断面図	500 分の 1 以上	行為を行う土地の計画縦断面及び計画横断面の状況並びに法面の措置
	その他町長が必要と認める図書		